

令和2年8月11日

遊漁船業者 様

兵庫県農政環境部農林水産局水産課長

適正な遊漁船業の運営について

このたび、立ち入りが禁止された場所へ渡船をしている遊漁船業者が見られるという通報がありました。

立ち入りが禁止された場所への侵入は軽犯罪法第1条に該当し、利用者が拘留又は科料に処される他、遊漁船業者も幫助罪に問われる可能性があります。

つきましては、施設管理者が立ち入りを禁止している場合はそれに従い、適正な業務運営を行っていただきますようお願いいたします。また、適正な業務運営を行うにあたり、業務規程を見直す必要がある場合は、速やかに登録を受けた事務所まで変更の届出を提出されるようお願いいたします。

なお、別表2（案内する漁場の位置等）に立ち入りが禁止された場所が含まれた業務規程を届け出ている場合であっても、当該場所への立ち入りが許可されているものではありませんので、念のため申し添えます。

お問い合わせ

部署名：兵庫県農政環境部農林水産局水産課

電話：078-362-3476

FAX：078-362-3920

Eメール：suisanka@pref.hyogo.lg.jp

登録番号	*	氏名又は名称	*
作成日	* / /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表2 案内する漁場の位置等

案内する漁場を管轄する都道府県名	*
------------------	---

時 期	案内する漁場の位置	採捕させる水産動植物の主な種類
*	*	*